

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)鹿角上沼風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成27年7月10日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)鹿角上沼風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 秋田県鹿角市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大50,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価方法書受理	平成27年 1月20日
住民等意見の概要受理	平成27年 3月31日
秋田県知事意見受理	平成27年 6月 5日
岩手県知事意見受理	平成27年 7月 2日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称) 鹿角上沼
風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 騒音及び振動について

騒音及び超低周波音による影響について、風力発電機を山の尾根上に配置する計画であることから、地表面による音波の反射の影響を勘案し、適切に予測及び評価を行うこと。

2. 動物、植物及び生態系について

(1) 希少猛きん類に関する調査に当たっては、営巣地の特定に努めるとともに、採餌行動が活発になり、飛翔が遠方にまで及ぶ時期を中心に十分な調査を実施した上で、バードストライクのリスクについて予測及び評価すること。

(2) 土地の改変による植物の生育環境への影響について、十分な現地調査等により植生図を作成した上で、予測及び評価を行うこと。

3. 景観について

施設の存在による景観への影響について、水平視角についても考慮し、適切に予測及び評価を行うこと。また、必要に応じて岩手県側にも調査地点を追加すること。

4. 人と自然との触れ合い活動の場について

事業実施に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、対象事業実施区域内でボランティア団体が植樹活動等に取り組んでいること等から、調査、予測及び評価に当たっては、地元自治体等への聞き取り調査を実施した上で、予測及び評価を行うこと。